

# 【山口県医師会主催】 医業承継セミナー

## 医業承継の方法と課税関係



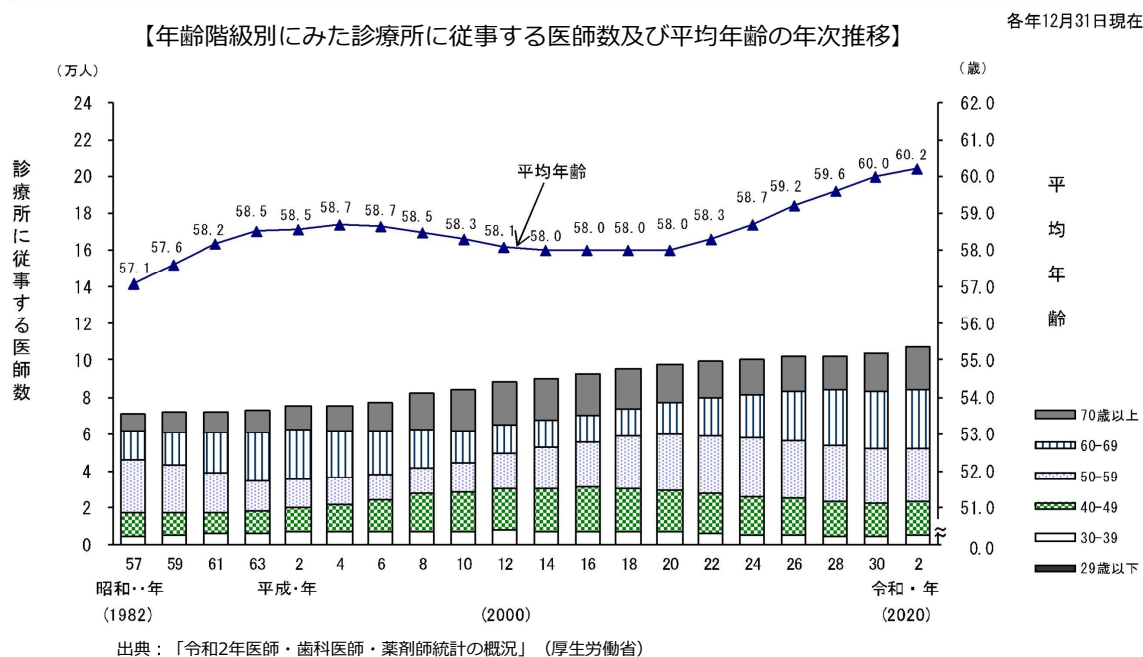
令和6年1月11日（木）

日本医業経営コンサルタント協会  
山口県支部 理事

税理士、社会保険労務士  
木下 徹彦

Copyright© 木下税理士事務所 All Right Reserved

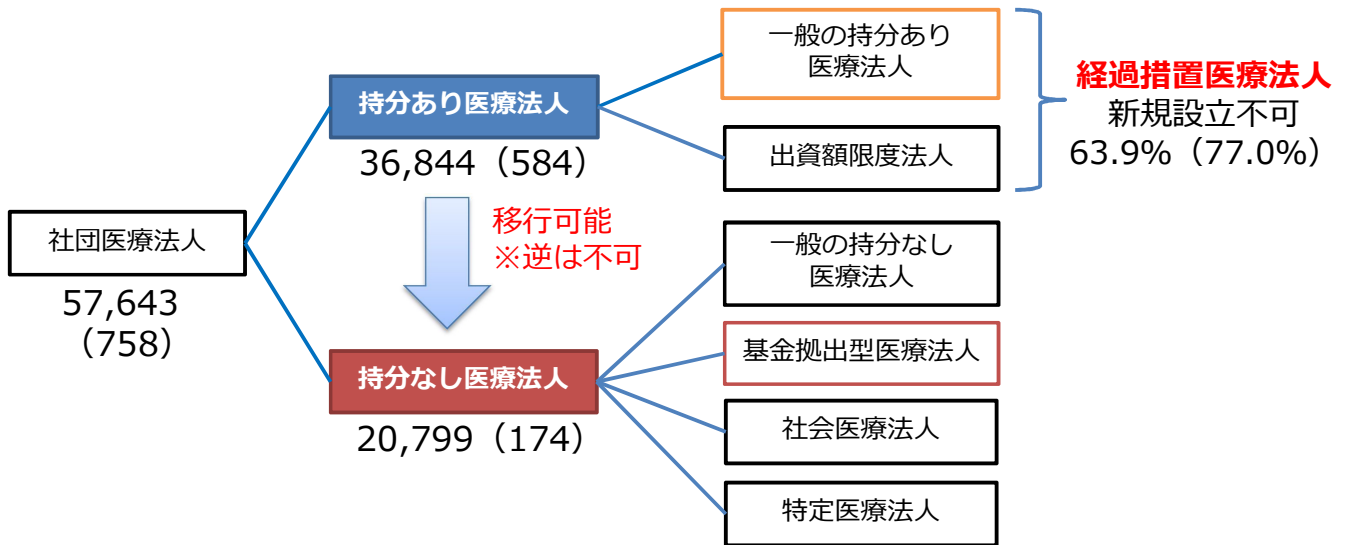
## 診療所の事業承継が課題に



◎令和2年の厚生労働省の調査によると、全国の診療所の医師の過半数が60歳以上となっており、診療所においては事業承継が重要な課題となっています。

◎山口県においても、地域医療提供体制の確保のために、「譲りたい診療所」と「譲受を希望する医師」を支援する医業承継支援事業を開始しています。

## 医療法人の種類



※数字は令和5年3月31日時点の全国の医療法人数  
カッコ内の数字は令和2年3月31日時点の山口県の医療法人数

- ◎現在、新たに医療法人を設立する場合には、「持分なし医療法人」しか設立できません。
- ◎平成19年3月31日以前に設立された「持分あり医療法人」は経過措置として残っています。
- ◎「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」へ移行することができます。

2

## 診療所の承継の主な形態

### 個人診療所

- ①親族内承継
  - (1) 生前の事業承継（資産の贈与、譲渡、賃貸借）
  - (2) 相続による事業承継
- ②**第三者への承継**
  - (1) 事業譲渡

### 医療法人

#### 持分あり医療法人

#### 持分なし医療法人

- ①親族内承継
  - (1) 出資持分の移転（出資持分の贈与、譲渡、相続）
  - (2) 出資持分の払戻（退社入社方式）
  - (3) 認定医療法人の活用（持分ありから、持分なしへ移行）
- ②**第三者への承継**
  - (1) 出資持分の譲渡
  - (2) 出資持分の払戻（退社入社方式）
  - (3) 合併
  - (4) 事業譲渡

◎親族の中に後継者のいない診療所は、将来的にそのまま廃業するか、または第三者への譲渡のいずれかの選択を迫られますが、ドクターの中には、患者さんやスタッフのためにも、もし可能であれば承継して引退という、ハッピーリタイアを望む声が増えていると感じます。  
⇒第三者への承継といってもどのような方法があるのか？税金や手続きは？

3

# 1. 個人診療所の承継方法

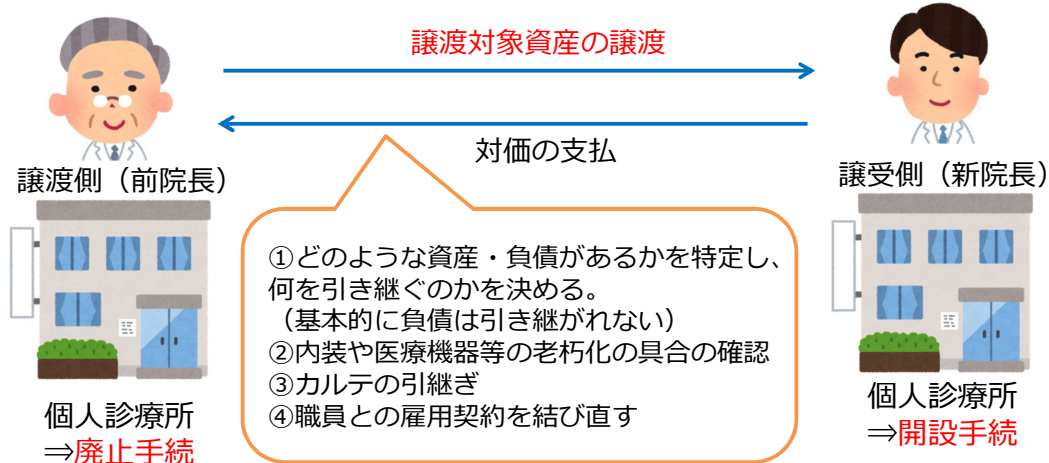
## 個人の診療所における承継方法の概要

譲渡者

譲受者

- ①個人診療所の第三者承継は、**事業譲渡**による承継が一般的です。
- ②個人診療所を承継する場合、その**権利義務は原則的には引き継がれず**、資産・負債や権利等はそれぞれ個別に売買を行い、また個々に契約引継ぎ等を行うことで、初めて承継したドクターの診療所に帰属することになります。
- ③事業譲渡には、個人診療所から開業希望医師への事業譲渡の他に、個人診療所から分院展開したい医療法人への事業譲渡などがあります。

### 【事業譲渡の概要】



## 事業譲渡の手続きフロー

譲渡者

譲受者



### ①資産負債の特定

◎承継対象とする資産と負債を決定します。

- ・資産…土地、建物、内装、医療機器、器具備品、棚卸資産等
- ・負債…借入金、仕入債務、業者への未払金、税金・社保預り金等

(※開設者が個人の場合、基本的に負債は引き継ぎの対象外とするケースが多い)

◎特に不動産については、賃貸にするのか、譲渡にするのか、検討が必要です。

### ②譲渡価格の決定

◎譲渡価格は、第三者承継の場合は、**両者が合意した金額が譲渡価格**になります。一般的には、譲渡対象資産を時価評価した金額を基に検討します。

◎不動産を賃貸にする場合には、加えて承継後の不動産の賃貸料を決める必要があります。

6

## 事業譲渡の手続きフロー

譲渡者

譲受者



### ③税額計算

◎譲渡契約を締結する前に、譲渡に対する税金はいくらかかるのか、その結果、手取りはどのくらい残るのか、シミュレーションする必要があります。

◎特に譲渡後に借入金が残ってしまう場合、収入すべてを借入金の返済原資としないで納税資金を確保しておく必要があります。

### ④譲渡契約の締結

◎譲渡対象資産および負債、譲渡価格について、両者の合意が得られたら最終の譲渡契約を締結します。

◎通常、譲渡契約締結時に譲渡代金の決済を行い、譲受者に移転する不動産について登記します。

7

# 事業譲渡の手続きフロー

譲渡者

譲受者



## ⑤行政手続

- ◎ **保健所**：譲受側で診療所の**開設**手続を行います。  
譲渡側で診療所の**廃止**手続を行います。
- ◎ **厚生局**：保健所での手続が完了次第、保険診療を実施するために譲受側で**保険医療機関の指定申請**手続を行います。

## ⑥職員の再雇用手続

◎ 譲受側で、職員と**新規に雇用契約**を締結します。  
滞りなく事業を引き継ぐために、早い段階で、職員と面談を行い、就労に係る意思確認を行う必要があります。



8

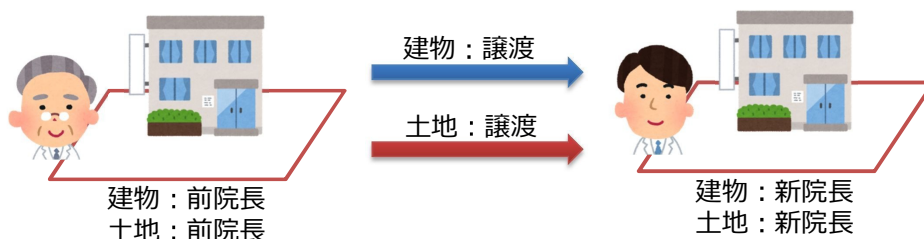
# 承継資産の選択

譲渡者

譲受者

- ◎ **不動産を譲渡するのか、賃貸するのかで承継金額は大きく変わります。**
- ◎ 不動産の**譲渡**を希望する場合には、承継する側に購入の意思があるか、いくらで譲渡するかに加えて、税金を考慮して交渉する必要があります。
- ◎ 不動産の**賃貸**を希望する場合は、継続して賃貸収入を得られる反面、施設のメンテナンスや承継したクリニックの運営にその後も間接的にかかわっていくことになるため、それらを考慮して意思決定する必要があります。
- ◎ 医療機器、備品等については、承継する医師が引き続き使用を希望する場合には、譲渡金額が高額でない限り譲渡するケースがほとんどです。

### ①診療所の土地、建物をいずれも譲渡する場合



- ・ 譲渡所得税の対象
- ・ 建物は消費税の課税対象取引のため、消費税の納付が生じることがある
- ・ 土地の消費税は非課税

- ・ 承継金額が大きくなる
- ・ 土地、建物の所有権移転に伴い、登記が必要であり、登録免許税や不動産取得税がかかる

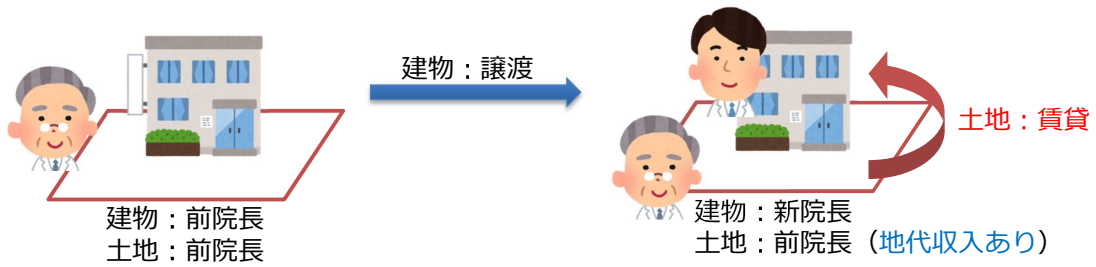
9

# 承継資産の選択

譲渡者

譲受者

## ②診療所の建物のみを譲渡する場合（土地は賃貸）



## ③診療所の土地のみ譲渡するケース（建物を賃貸・土地を賃借）



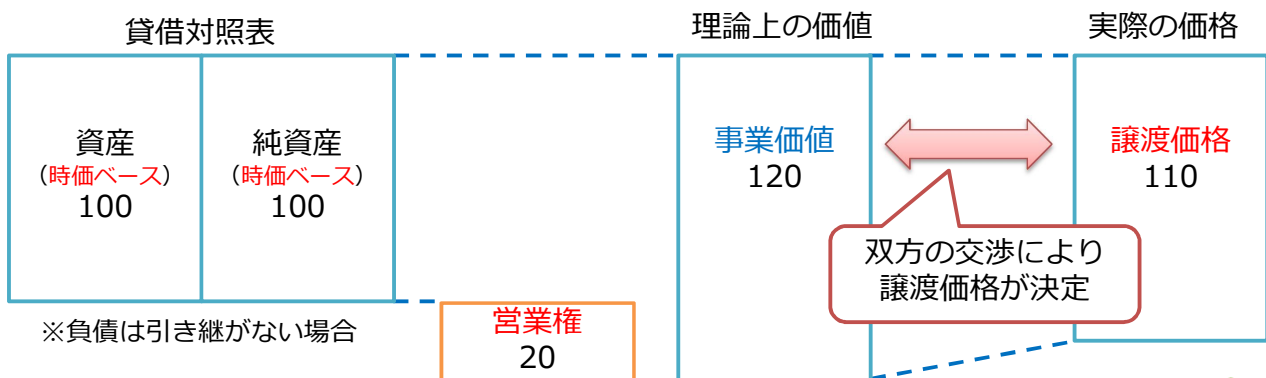
10

# 譲渡価格の決定

譲渡者

譲受者

- ◎譲渡価格は、最終的には、**譲渡者、譲受者の双方で合意した金額**となります。
- ◎その際に参考とされるのが、一般的な譲渡価格の計算方法の一つであり、診療所の承継では採用されることが多い、**時価純資産法**です。決算日など一定時点における帳簿価額を時価に評価替えし、これに営業権（のれん）を加味して算出します。



### ～営業権について～

営業権とは、いわゆるのれんのことであり、その診療所が、他の同規模・同診療科目の診療所と比較して高い収益力を有する場合の、将来の超過収益力に対する対価を意味します。営業権の算定方法には様々な考え方がありますが、必ずしも譲渡金額に含まれるわけではありません。

11

## 事業譲渡の税務上の取扱い

譲渡者

<譲渡者の課税関係>…譲渡する資産の種類によって所得の区分が異なります

◎ **不動産（診療所の土地、建物）**…不動産を譲渡した場合には、他の所得とは区分する**分離課税の譲渡所得**となります。不動産の所有期間に応じて、譲渡金額から取得費と譲渡費用を差し引いた譲渡益部分に税率をかけ、譲渡所得税を計算します。

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

分離課税の区分	所有期間 (譲渡した年の1月1日時点)	所得税（住民税）の税率
短期譲渡所得	5年以下	一律30.63% (9%)
長期譲渡所得	5年を超えるもの	一律15.315% (5%)

◎ **医療機器などの動産**…譲渡益部分が**総合課税の譲渡所得**となり、給与や事業等の他の所得と合算して所得税を計算します。通常は、帳簿価額（取得価額－減価償却費）相当額を譲渡対価として設定するケースが多く、その場合には譲渡所得は発生しません。

◎ **営業権**…**総合課税**の譲渡所得となります。総合課税の譲渡所得は次の算式で計算し、期間が5年超の長期譲渡所得の金額はその2分の1が総合課税の対象となります。

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額50万円}$$

◎ **棚卸資産**…商品や医薬品など棚卸資産を売却した場合には、事業活動の一環として捉えられますので、**事業所得**として課税されます。

12

## 事業譲渡の税務上の取扱い

譲渡者

<事例>

譲渡対象資産	帳簿価額	譲渡価額	備考
診療所建物	5,000万円	4,500万円	所有期間5年超で 長期譲渡
診療所土地	2,500万円	3,500万円	
医療機器	1,000万円	1,000万円	
営業権	—	1,000万円	営業期間5年超
合計	8,500万円	1億円	

※譲渡費用は  
ゼロとする

<譲渡者の課税関係>

◎ 譲渡所得（分離課税）

…土地・建物は  $(4,500万円 + 3,500万円) - (5,000万円 + 2,500万円) = 500万円$   
 $500万円 \times 20.315\%$  (所得税15.315% + 住民税5%) = 1,015,750円

◎ 譲渡所得（総合課税）

…医療機器は、帳簿価額と譲渡価額が同額であり、課税なし

…営業権は  $(1,000万円 - \text{特別控除50万円}) \times 1/2 = 475万円$ を他の所得と合算して課税

※消費税…資産の譲渡（非課税取引となる土地や有価証券などの譲渡は除く）は、消費税の課税対象となりますので、消費税の課税事業者の場合は、自由診療等の課税取引と合わせて消費税を納付する必要があります。

そのため、個々の資産につき対価の額が不明な場合には時価により按分する必要があります。

13

# 事業譲渡の行政手続き

譲渡者

譲受者

◎事業譲渡の場合、診療所に帰属する許認可等の権利義務は、譲受者に引き継がれないため、譲渡者で診療所を廃止し、譲受者で診療所を開設する手続きが必要となります。また、保険医療機関の指定申請に関しても同様です。

所管庁	譲渡者	譲受者
保健所	診療所廃止届	診療所開設届
地方厚生局	保険医療機関廃止届	保険医療機関指定申請書

◎譲受者が診療所開設届を提出した後、保険診療を行うために、保険医療機関指定申請書を提出しますが、その指定がおりるまでに、2週間から1カ月の期間がかかります。この間、保険診療ができないこととなりますが、保険医療機関指定申請書と同時に「遡及申請」を提出し、遡及が認められれば、その開設日に遡って保険診療報酬の請求ができることになっています。⇒要件について、保健所、厚生局との事前の協議が重要

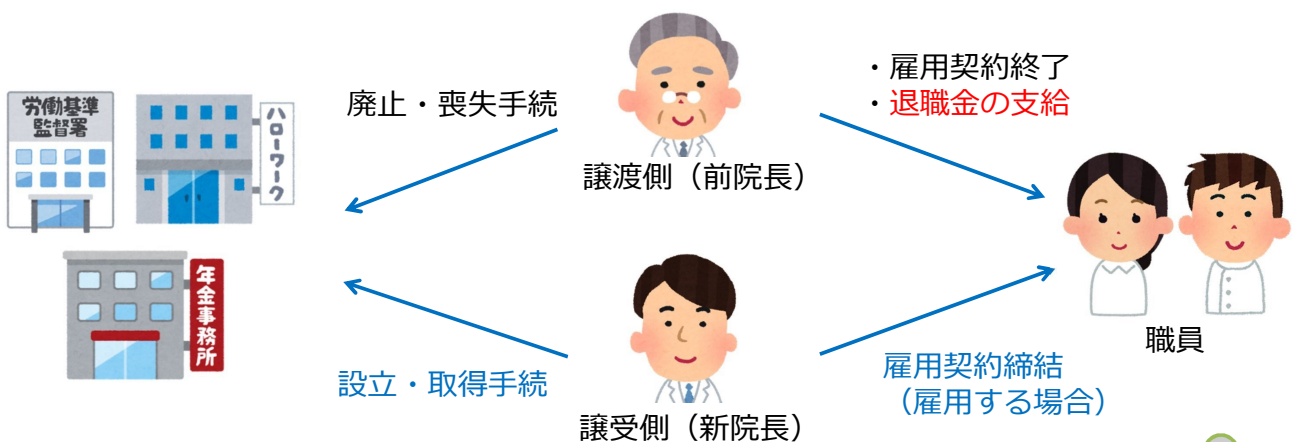


# 承継時の雇用関係および行政手続き

譲渡者

譲受者

- ◎事業譲渡の場合、承継時にそれまでの雇用関係は終了し、新規雇用契約の締結が必要になります。
- ◎雇用契約終了に伴い、給与、退職金支給等を終わらせる必要があります。
- ◎労災保険・雇用保険、社会保険は、事業所を廃止し、新規設置することになります。



～留意点～社会保険対象の職員が5名未満の個人開設の診療所の場合、社会保険の強制適用事業所ではないので、「任意適用」の手続きが必要になります。年金事務所が手続きを承認した日から社会保険が適用されるため、承継する職員が「無保険状態」になるリスクがあります。⇒社会保険の喪失手続きを行わず、「事業主変更手続き」として処理することで、「無保険状態」を回避することができます。



## 2. 持分あり医療法人の承継方法

16

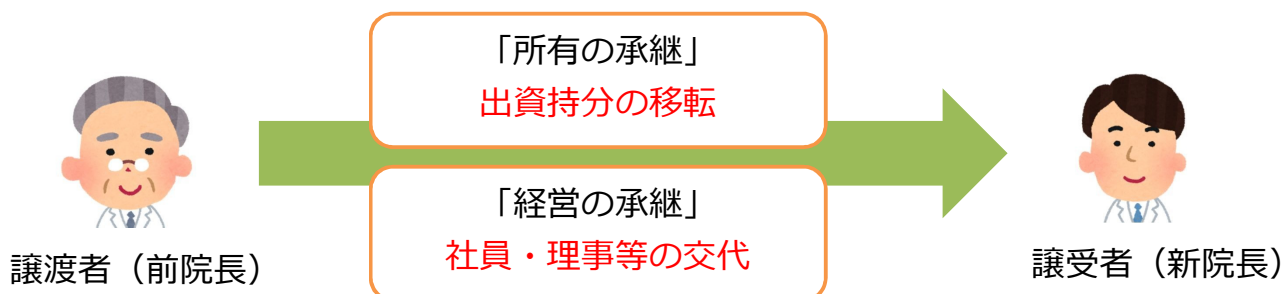
### 持分あり医療法人の承継方法の概要

譲渡者

譲受者

◎持分あり医療法人の承継とは、所有（出資持分）の承継と経営（社員の地位、理事長の職位）の承継をもって完結します。

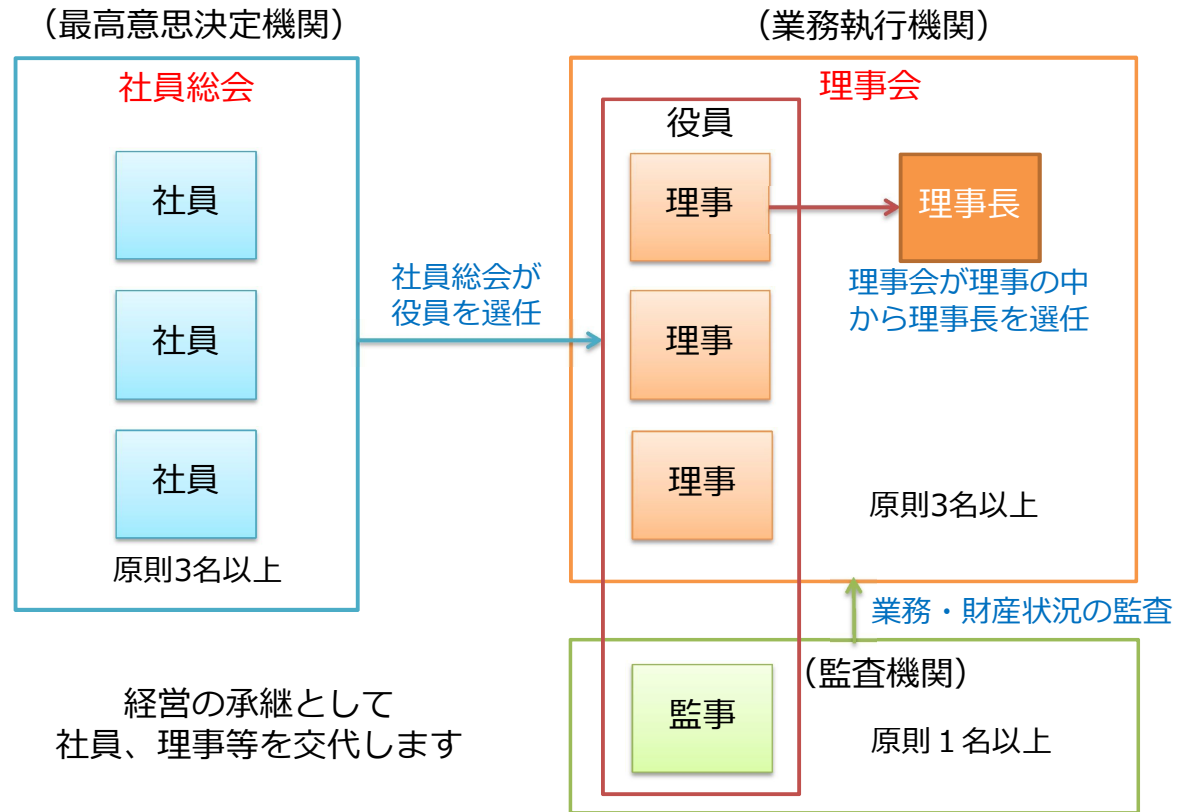
◎持分あり医療法人の第三者承継の主な方法は、出資持分譲渡、出資持分払戻、合併、事業譲渡の4つですが、一般的に**出資持分譲渡**や**出資持分払戻**の方法が採用されることが多いです。



持分あり医療法人  
の承継方法

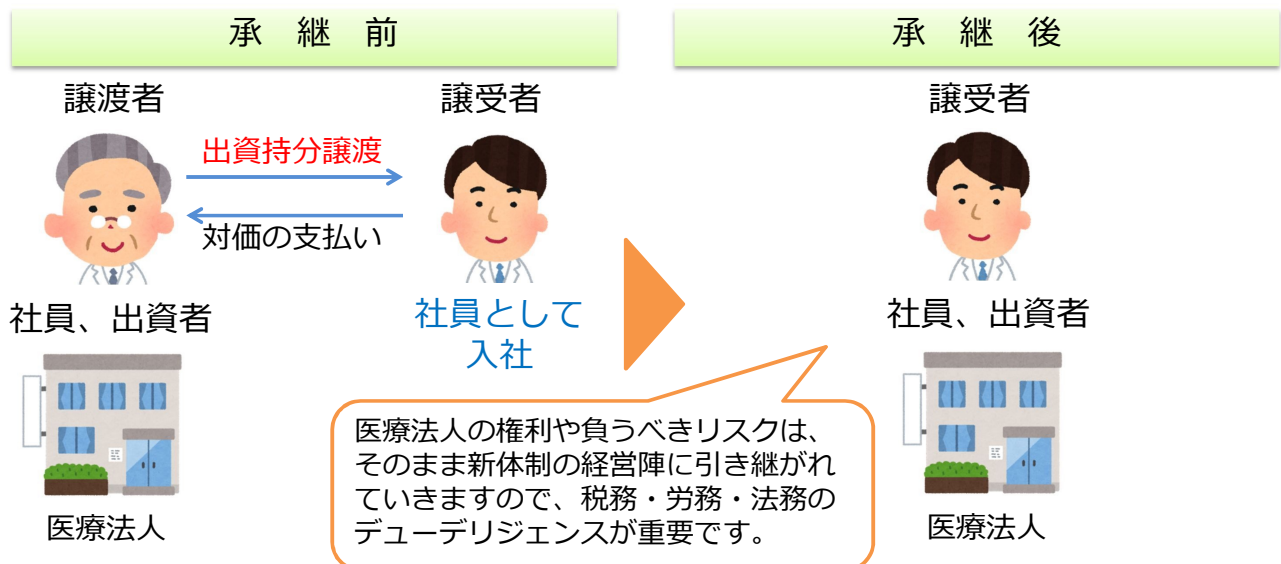
- ①出資持分譲渡
- ②出資持分払戻
- ③合併
- ④事業譲渡

17



出資持分譲渡の概要

- ◎出資持分譲渡は、譲受側が予め社員として入社し、譲渡側の社員が医療法人の出資持分を譲受側に譲渡する方法です。
- ◎医療法人の出資持分譲渡の可否については、医療法上明文規定はありませんが、医療法人の社員間の出資持分譲渡は認められています（昭和57年6月28日地裁判決）
- ◎出資持分譲渡は、持分あり医療法人の第三者承継において、最も活用されている方法です。



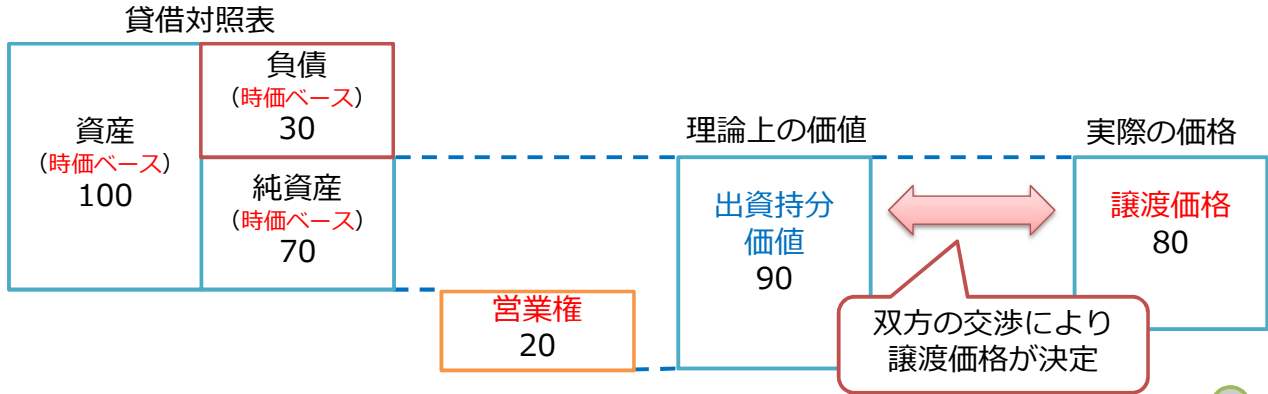
## 出資持分の譲渡価格の決定

譲渡者

譲受者

◎譲渡価格は、最終的には、**譲渡者、譲受者の双方で合意した金額**となります。

◎その際に参考とされるのが、**時価純資産法**で、開設者が医療法人の場合、決算日など一定時点における貸借対照表の帳簿価額のうち、資産・負債を時価に評価替えし、これに営業権（のれん）を加味して算出します。



☆帳簿価額と時価とで乖離が生じやすい項目、論点となりやすい項目

- ・ 医業未収入金の中で回収不能なもの
- ・ 土地や建物の時価（⇒不動産鑑定評価を活用することも検討）
- ・ 職員の退職金、保険積立金、リース資産など

☆営業権を評価するのは、患者さんの引継ぎが期待できることが前提になることが多い。

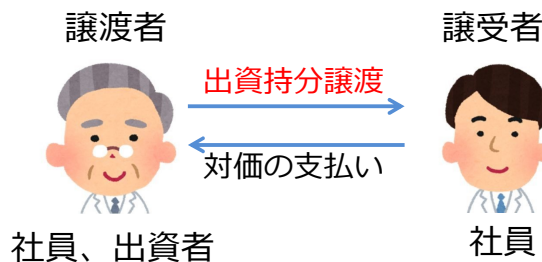
20

## 出資持分譲渡の課税関係

譲渡者

譲受者

◎個人の出資者が出資持分を譲渡した場合、株式等に係る譲渡所得として、**税率20.315%（所得税・復興特別所得税15.315%、住民税5%）**が課税されます。（※給与所得や不動産所得等の他の所得とは区分して課税）



通常、譲受者は個人で出資持分を譲り受けるため、そのための資金を個人で調達する必要があります。

この出資持分の取得・保有にかかる税金は生じません。

譲渡所得 = 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡に要した費用)

税額 = 譲渡所得 × 20.315%

例) 当初500万円出資した医療法人の出資持分を2,000万円で譲渡し、譲渡費用が50万円の場合  
⇒2,000万円 - (500万円 + 50万円) = 1,450万円 1,450万円 × 20.315% ≒ 294万円

※医療法人の出資持分以外の他の株式等に係る譲渡損失がある場合には、その損失を出資持分譲渡に係る売却益から控除することができます（**損益通算**）。

21

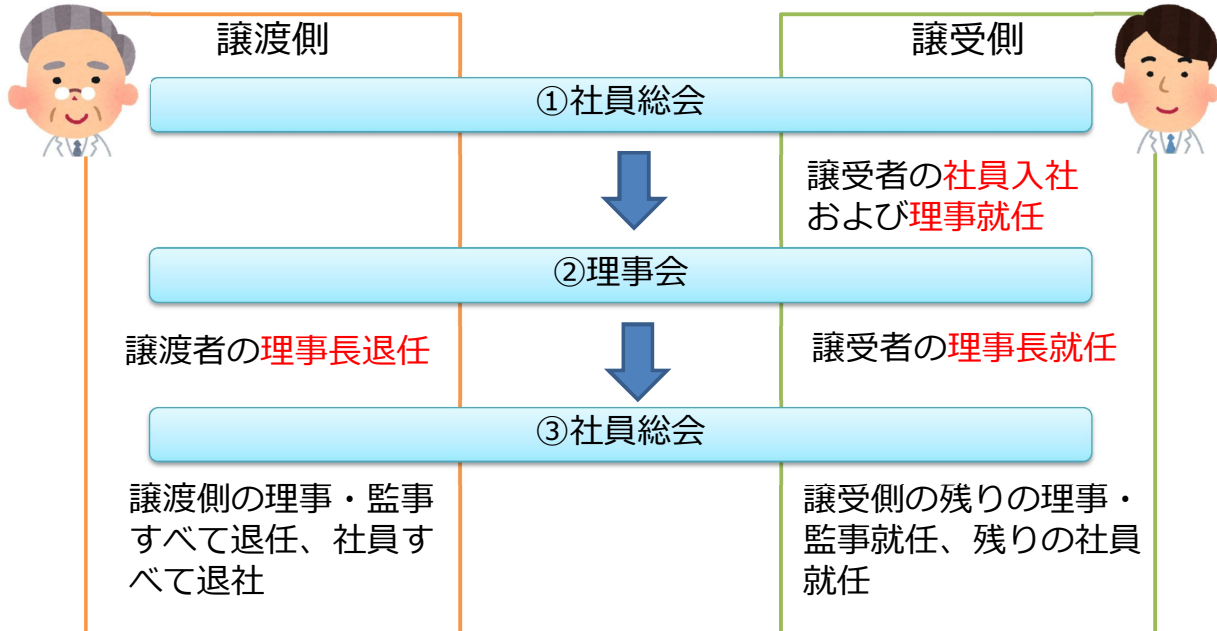
## 出資持分譲渡 ～社員変更・役員変更手続～

譲渡者

譲受者

◎出資持分を譲渡する場合、譲受側が予め社員として入社し、譲渡側の社員が、医療法人の出資持分を譲受側に譲渡する必要があります。

◎医療法人で必要な手続きは、社員の退社・入社、役員の退任・就任、理事長の選任です。一般的な流れは以下のとおりです。



22

## 出資持分譲渡 ～行政手続・税務手続～

譲渡者

譲受者

◎出資持分の譲渡についての行政手続は必要ありませんが、役員の変更や管理者の変更等に伴う届出等の行政手続が必要です。

◎医療法人の代表である理事長の変更に伴う税務手続が必要です。

【主な行政手続】

項目	提出先	期限
役員変更届	都道府県	役員変更後遅滞なく
理事長変更登記申請	法務局	理事長変更後2週間以内
診療所開設許可事項一部変更届	保健所	管理者変更後10日以内
保険医療機関届出事項変更届	厚生局	理事長・管理者変更後遅滞なく
登記完了届	都道府県	理事長変更登記完了後遅滞なく

【主な税務手続】

項目	提出先	期限
異動届出書	税務署	理事長変更後速やかに
異動届出書	県税事務所 市役所	理事長変更後速やかに

☆出資持分の譲渡の場合、医療法人格ごと譲受者に移転するため、個人診療所の事業譲渡のように、診療所の廃止・開設等の煩雑な手続きは必要ありません。

23

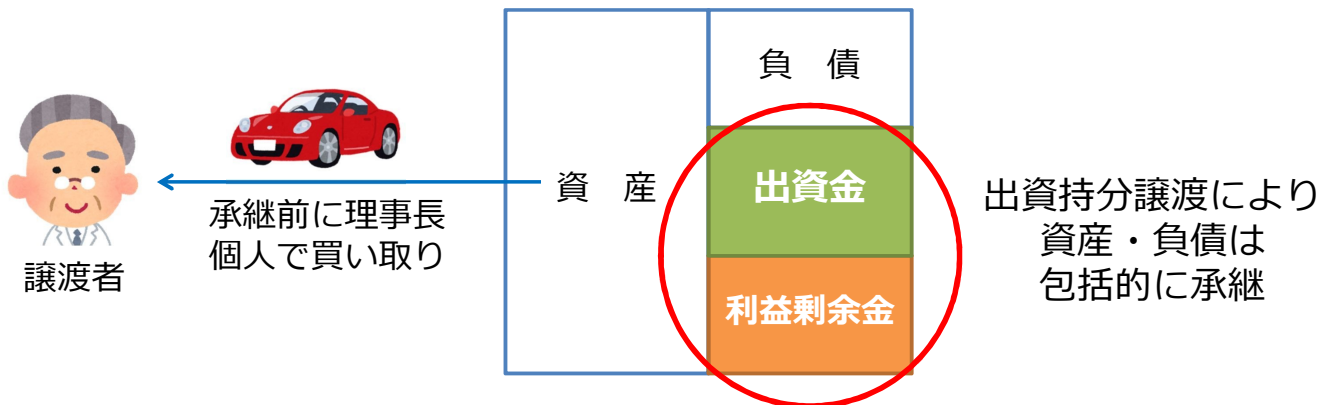
## 出資持分譲渡 ～承継対象資産～

譲渡者

Q.医療法人を第三者へ承継する際、承継対象となる財産の選択は可能でしょうか？

A.医療法人が所有している資産、負債は**出資持分を通じて、包括的に承継**することになります。そのため、医療法人所有の財産を個別に譲渡するかしないかを選択することはできません。

ただし、医療法人所有の資産で、土地や車など譲り渡したくない財産がある場合には、**事前に理事長や理事など、個人が買い取り等に対応することは可能**です。そのため、必要なものがあるかどうか、医療法人の所有財産を整理しておく必要があります。



24

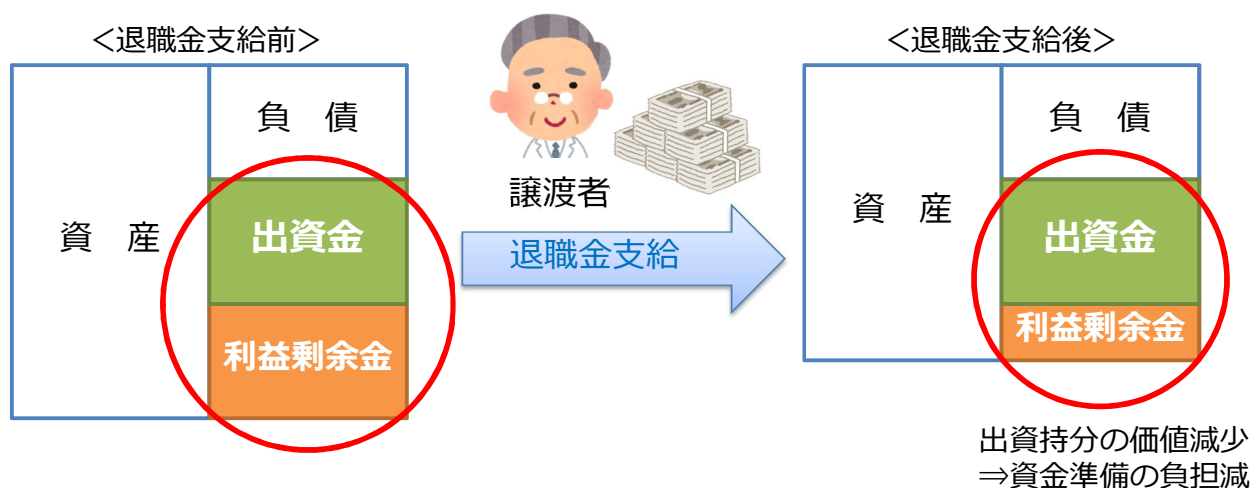
## 出資持分譲渡 ～役員退職金の支給～

譲渡者

Q.医療法人を第三者に承継してもらうことになりました。役員を退職することになりますが、役員退職金の支給を受けることができるのでしょうか？

A.役員退職金を受け取ることができます。この場合、役員退職金の支給後の出資持分の価値が第三者承継における譲渡対価となります。

譲受者は、出資持分を買い取る資金を個人で準備する必要がありますが、役員退職金の支給により、出資持分の価値が下がるため、資金を準備する負担が減るメリットがあります。



25

## 出資持分譲渡 ～役員退職金の課税関係～

譲渡者

◎個人の課税関係…退職金は、給与所得等の他の所得とは分離して計算します

【役員退職金の一般的な算定方法（功績倍率法）】

役員退職金 = 退職時の適正な役員報酬月額 × 勤続年数 × 功績倍率

【退職所得の計算方法】

退職所得 = (退職金 - 退職所得控除額) × 1/2

※勤続年数5年以下の役員等については、1/2課税の適用対象外

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)



退職金は  
税制上  
優遇されて  
います

◎医療法人の課税関係

…役員退職金として相当と認められる金額は、法人税の計算上損金に算入できます。ただし、**不相当に高額な部分は損金として認められません。**

⇒不相当に高額かどうかの判断は、役員在籍年数、退職の事情、他の同種同規模法人等の水準を総合的に勘案して行われます。一般的には、功績倍率法によって計算が行われますが、金額の合理性について説明できるよう準備が必要です。

26

## 出資持分譲渡 ～役員退職金と出資持分譲渡～

譲渡者

◎出資持分譲渡の税率は20.315%であるのに対し、

役員退職金は、支給額により税率が約7.5%～27.9%となります。

(所得税5.105% + 住民税10%) × 1/2 ≒ 7.5%

(所得税45.945% + 住民税10%) × 1/2 ≒ 27.9%

⇒役員退職金に係る税率と出資持分の譲渡に係る税率を考慮し、役員退職金と出資持分の譲渡対価の手取り総額を検討します。

【事例】：勤続年数20年の理事長（出資者）が第三者承継する場合

出資持分の当初出資額1,000万円 退職金と出資持分対価の合計を1億円と仮定

(単位：万円)	ケース①	ケース②	ケース③
退職金	8,000	5,000	2,000
出資持分対価	2,000	5,000	8,000
退職金手取り	6,455	4,218	1,861
出資持分譲渡手取り	1,797	4,187	6,578
手取り合計	8,252	8,405	8,439

※役員退職金を支給された場合には、出資持分の価値が下がりますので、譲受者にとっては、買取資金の準備の負担が減るメリットがあります。そのため、最終的には、譲受者の負担も考慮して決定します。

27

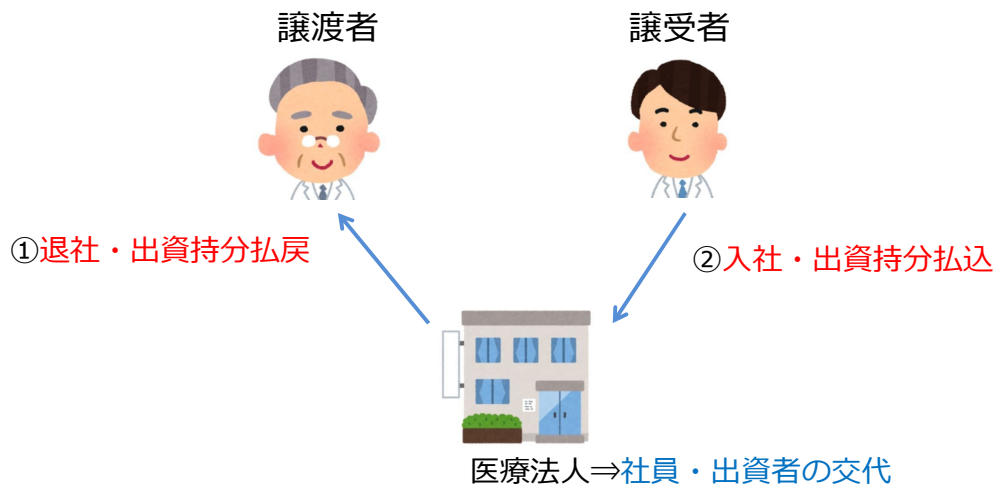
# 出資持分払戻（退社入社方式）の概要

譲渡者

持分あり医療法人  
の承継方法

- ①出資持分譲渡
- ②出資持分払戻
- ③合併
- ④事業譲渡

◎出資持分払戻は、譲渡側の出資社員が退社に伴い、出資持分も払戻しを受け、その後、譲受者が改めて出資し、社員となることで出資持分の移転を行う方法です。



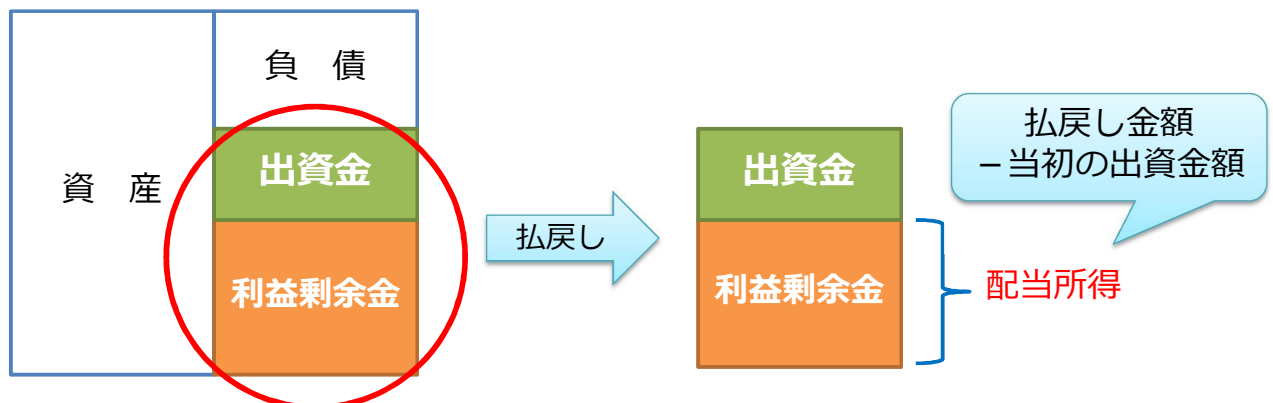
28

# 出資持分払戻の課税関係

譲渡者

◎譲渡側の出資社員は、社員の地位を退社する際、出資持分に応じた払戻しを受けることができますが、払戻しの金額と当初の出資金額については、**配当所得として課税**されます。

◎この場合、配当所得は、給与等の他の所得と合算されますので、超過累進税率が適用されます（所得税5.105～45.945%、住民税10%）。



☆出資持分譲渡と出資持分払戻は、譲渡者に対する税金が異なります。一般的には、出資持分譲渡の方が手取り額が多くなり、有利なケースが多いですが、どちらの方法を採用するかシミュレーションが重要となります。

29

## 出資持分払戻 ～行政手続・税務手続～

譲渡者

譲受者

◎出資持分払戻についての行政手続は必要ありませんが、役員の変更や管理者の変更等に伴う届出等の行政手続が必要です。

◎医療法人の代表である理事長の変更に伴う税務手続が必要です。

◎**出資持分払戻についての支払調書等の税務署への届出が必要**です。

【主な行政手続】

項目	提出先	期限
役員変更届	都道府県	役員変更後遅滞なく
理事長変更登記申請	法務局	理事長変更後2週間以内
診療所開設許可事項一部変更届	保健所	管理者変更後10日以内
保険医療機関届出事項変更届	厚生局	理事長・管理者変更後遅滞なく
登記完了届	都道府県	理事長変更登記完了後遅滞なく

【主な税務手続】

項目	提出先	期限
配当等とみなす金額に関する支払調書	税務署	支払確定日から1ヵ月以内
異動届出書	税務署	理事長変更、出資金等を異動した場合に速やかに
異動届出書	県税事務所 市役所	理事長変更、出資金等を異動した場合に速やかに

30

## 合併および事業譲渡の概要

譲渡者

譲受者

持分あり医療法人  
の承継方法

- ①出資持分譲渡
- ②出資持分払戻
- ③**合併**
- ④**事業譲渡**

### ③合併

合併とは、2つ以上の医療法人が結合して、1つの医療法人になることです。医療法人の合併手続きは、**都道府県知事の認可が必要**です。

合併後、存続する医療法人または新設の医療法人は、合併により消滅した医療法人の権利義務を包括的に承継することになります。

### ④事業譲渡

事業譲渡とは、譲渡者が運営する医療機関を他の医療機関が譲り受けることにより行われ、譲渡対象となる資産から負債を引いた金額が譲渡対価となります。複数施設を運営している医療法人や別の場所へ移転開設を予定しているケースなどで、運営主体の医療法人はそのまま残し、クリニックの施設のみを譲渡することが考えられます。

事業譲渡により、第三者承継が行われた場合、医療機関の開設主体が変わるため、**譲受者は新たな医療機関の開設者となり、都道府県や保健所、厚生局に新規開設の手続きが必要**です。

31



### 3. 持分なし医療法人の承継方法

#### 持分なし医療法人の承継方法の概要

譲渡者

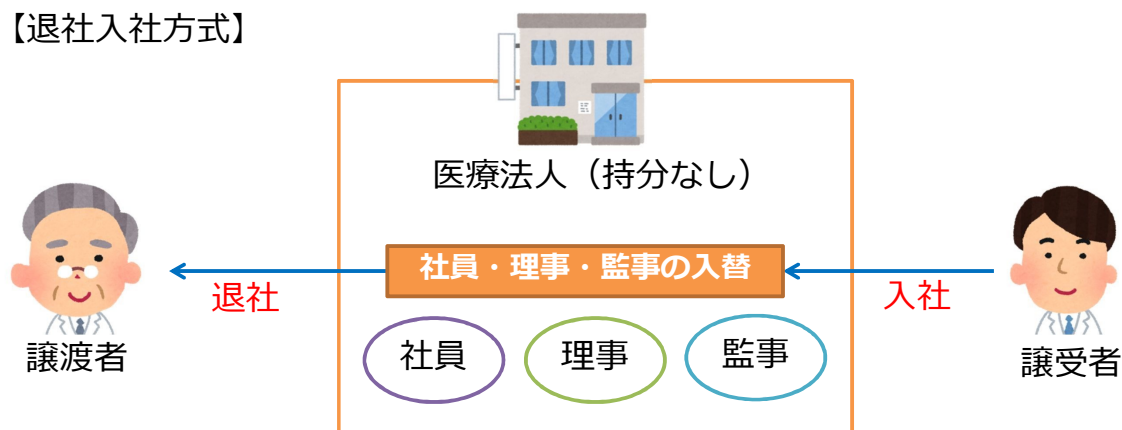
譲受者

◎持分なし医療法人の承継方法には、退社入社方式、事業譲渡、合併、分割等がありますが、一般的には、**退社入社方式が採用**されています。

◎退社入社方式は、医療法人をそのまま存続させ、社員・理事・監事の入替えという必要最低限の手続きで承継が完了します。

◎出資持分がないという特性上、承継対価の支払い方法に検討が必要です。一般的には、退社する譲渡者個人に対して支払う**役員退職金等が実質的な承継対価**となります。

#### 【退社入社方式】



◎持分なし医療法人は、出資持分の概念がないため、譲渡者は、出資持分譲渡のように譲渡対価を直接受け取ることができません。

【実質的な承継対価の受取方法】

役員退職金の支給

最も一般的な方法。  
他の方法と組み合わせて承継対価とすることも



①個人所有不動産の売却・賃貸

…クリニック等の土地、建物を譲渡者個人が所有している場合には、その不動産を医療法人、譲受者等に売却することで、実質的な承継対価を得る方法です。

その他、承継後も譲渡者個人が不動産を医療法人に貸し続け、その賃貸料を継続して受け取る方法もあります。

②MS（メディカルサービス）法人株式の売却

…MS法人がある場合には、医療法人の承継に合わせてMS法人株式を譲受者に売却することで、実質的な承継対価を得る方法です。

③基金の返還・譲渡

…医療法人設立時に、譲渡者個人が基金を医療法人に拠出している場合には、承継の際に、その基金を譲渡者個人に返還することで実質的な対価を得る方法です。

ただし、基金の返還には一定の制約があり、承継のタイミングで返還できないことがあります。その際には、基金を譲渡する方法もあります。

基金拠出型医療法人における基金

- ・基金は、医療法人に拠出された財産のこと
- ・医療法人が基金拠出者に返還義務を負う
- ・基金には利息を付すことができないため、返還できる金額は拠出された金額が上限
- ・拠出した金額をそのまま返還するため、医療法人および基金拠出者のいずれにも返還による課税はなし

【基金返還の制約】

①基金返還の意思決定は定時社員総会にのみ認められています（時期の制約）。  
⇒定時社員総会を開催する時期と承継対価を支払いたい時期が必ずしも一致しない可能性あり



【基金返還の制約】

②貸借対照表上の純資産額が基金の総額を超えていないと基金を返還できません。

返還できる金額も、純資産額が基金総額を超える部分のみに限られています（金額の制約）。



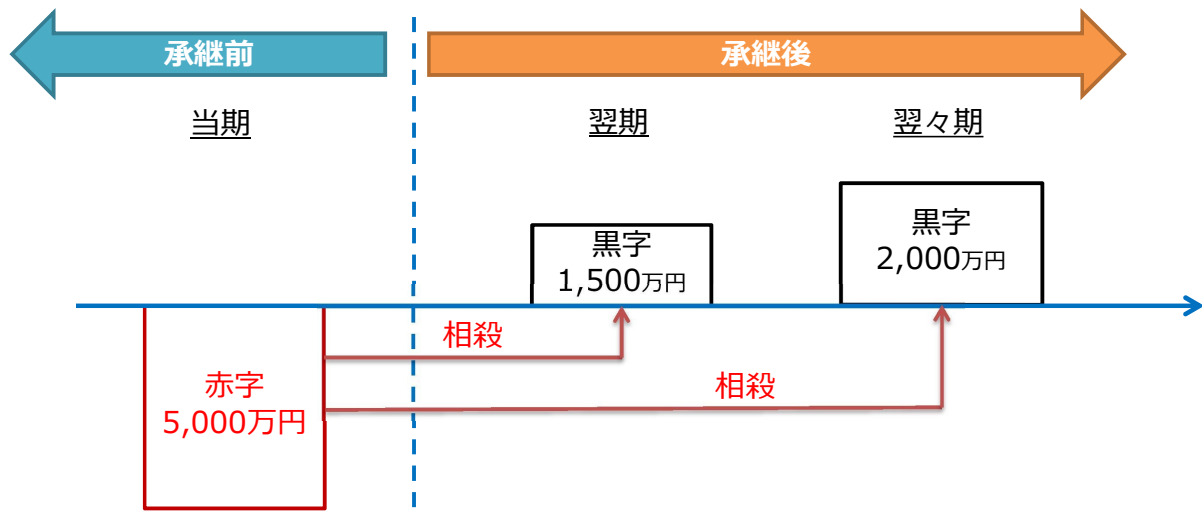
☆少なくとも基金総額の倍以上の純資産が蓄積されていないと、基金全額の返還を受けることができません。  
 ☆対処法として、譲渡者が持つ基金を譲受者に買い取ってもらうことで任意の時期に額面金額を回収することが可能です。

# 承継対価が役員退職金の場合の譲受者のメリット

Q.このたび、持分なし医療法人の診療所を承継することになりました。譲渡者である理事長に対して、役員退職金8,000万円の支払いが決定していますが、役員退職金を支払うと5,000万円赤字になるそうです。このような医療法人を承継して開業することのメリットはありますか？

A.役員退職金として相当と認められる金額は、法人税の計算上損金に算入できます。

⇒なお、役員退職金を支給することで、赤字となった場合、翌期以降10年間繰り越すことができます（繰越欠損金）。そのため、その10年の間に黒字になった場合には、その黒字と繰り越された赤字を相殺することができ、法人税等を減らす効果があります。

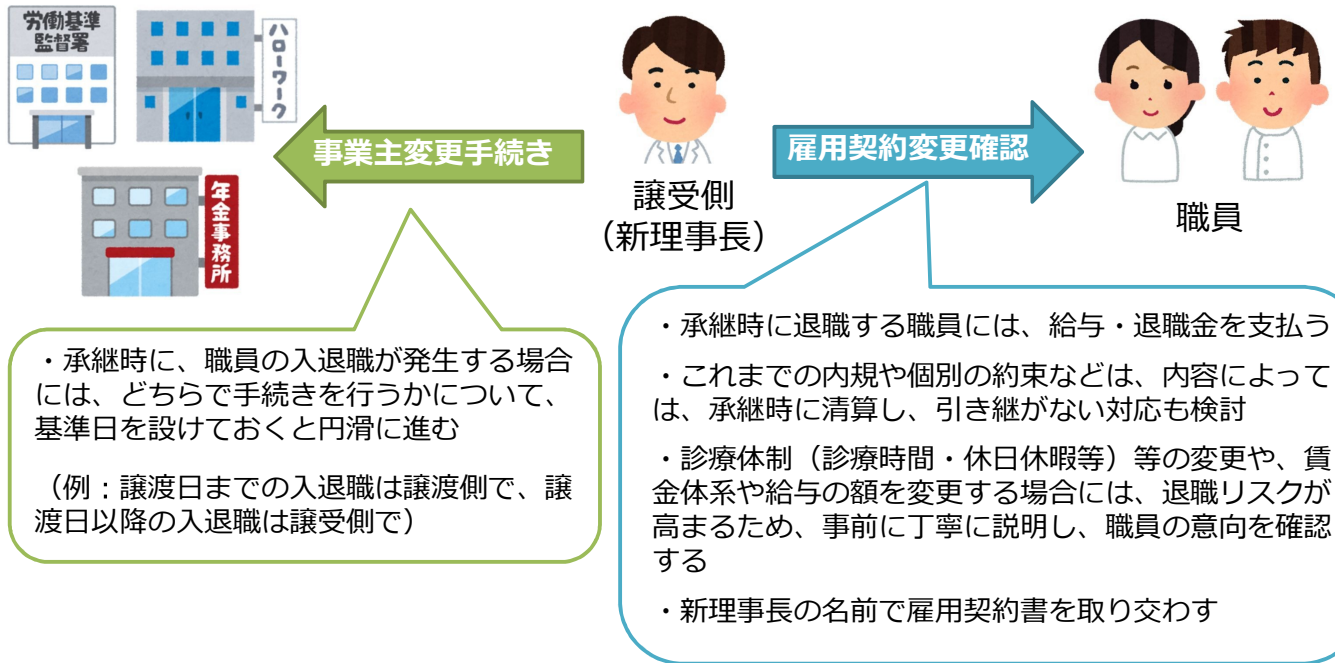


# 承継時の雇用関係及び行政手続（医療法人）

譲渡者

譲受者

- ◎ 医療法人の承継時には、原則として**雇用契約は引き継がれます**。
- ◎ 承継後の勤務体制により、労働条件を取り決め、雇用契約書を交わします。
- ◎ 労災保険・雇用保険、社会保険は、「**事業主変更の手続き**」を行います。

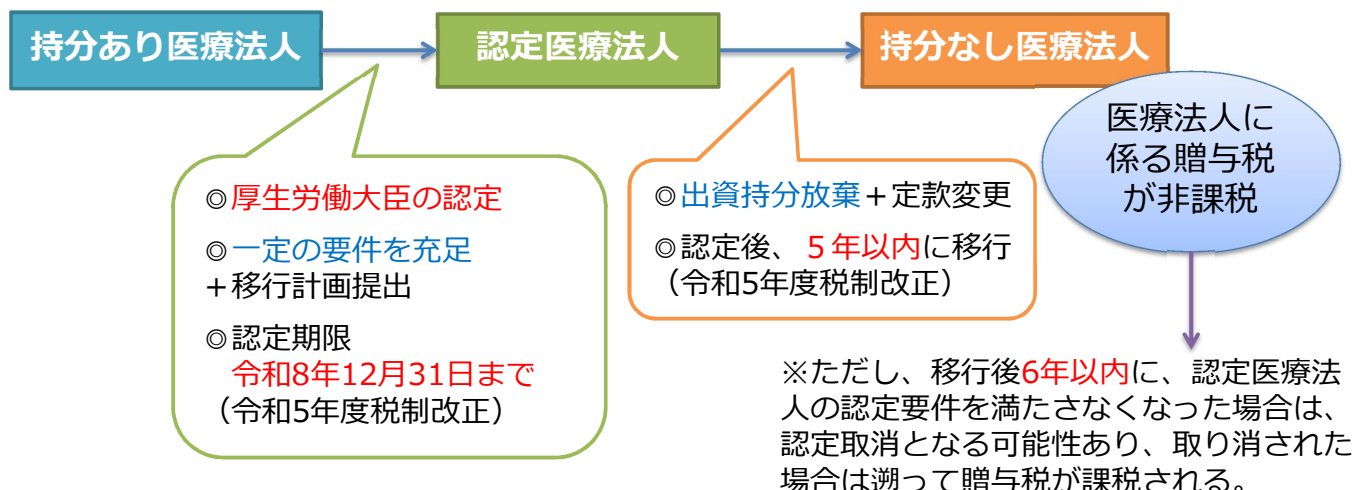


38

# 認定医療法人制度を利用して持分なし医療法人へ移行

譲渡者

- ◎ 持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行の際、原則として医療法人を個人とみなして贈与税が課税されます。
- ◎ 一定の要件を充足した認定医療法人が持分なし医療法人へ移行した場合には、贈与税が非課税となります。
- ◎ 第三者承継においては、出資持分が課題になることがありますが、認定医療法人制度を活用して、持分なし医療法人に移行することも選択肢の一つです。



39

## 本日のまとめ

◎診療所の第三者への承継は、組織や形態、前提条件などによって、選択するスキームが変わってきます。

個人事業か医療法人か、医療法人においても出資持分の有無、出資持分がない場合でも基金制度を採用しているかなど、まずは、自院がどのパターンに該当するのかを認識し、検討していく必要があります。

◎個人所有の不動産がある場合、承継者へ賃貸するのか、譲渡するのかの選択となります。まずは、双方の意思が合致しているのか確認することが大切です。その上で、賃貸であれば賃貸料、購入の意思がある場合には売却金額や課税関係を整理しておくことが必要です。

◎第三者承継の成否のカギは、お互いを尊重する気持ちの部分が大きいと感じています。医業承継の実務を進めていく中で様々なことがあります。粘り強くお互いが歩み寄ることができるかが正式な契約に至る上で大切だと思います。

◎山口県の「医業承継支援事業」として、山口県医師会が「初期相談の専門家派遣事業」を実施しており、医業経営コンサルタント協会山口県支部の専門家・税理士による無料相談を行っています。ご希望の方はぜひ山口県医師会にお申し込みください。

40

## ご清聴ありがとうございました

### 【引用・参考文献】

「診療所のための医業承継（第三者承継）のてびき」日本医師会

「クリニックの第三者承継実務～売り手・買い手の承継手順と法務・税務」一般社団法人医業承継士協会

「第三者承継の税務」税理士法人アミック&パートナーズ 谷中田悟

「認定医療法人制度の解説と実務対応」税理士法人名南経営 中村慎吾

**ご質問がありましたら、お気軽にご相談ください！**

木下税理士事務所  
木下社会保険労務士事務所  
木下行政書士事務所



〒755-0013 山口県宇部市明治町1丁目8-11

TEL: 0836-31-3336 FAX: 0836-31-3357

E-MAIL: k3357@orange.ocn.ne.jp

URL: <http://www.kinonet.jp>



41